**１　児童発達支援の報酬区分（未就学児支援区分）の見直しについて**

児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を対象とする事業所を除く）の基本報酬は、**前年度（4月1日～翌年3月31日）**の延べ利用人数に占める、小学校就学前の児童（未就学児）の割合により当該年度の報酬区分を判定することとなっています。

　判定の結果、現在届け出ている報酬区分から変更となる場合は、届出が必要です。

　※新設の事業所等で、前年度において1年未満の実績しかない場合は、表２の取扱いとなります。

　表1　児童発達支援の報酬区分

|  |  |
| --- | --- |
| 区分１ | 未就学児の延べ利用人数を、全障がい児（児童発達支援を利用する児童）の延べ利用人数で除して得た数が**70％以上** |
| 区分２ | 未就学児の延べ利用人数を、全障がい児（児童発達支援を利用する児童）の延べ利用人数で除して得た数が**70％未満** |
| 非該当 | 児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を対象とする事業所 |

※児童発達支援における未就学児以外の児童とは、高校に進学していない、高校を中退した障がい児など、放課後等デイサービスの対象にならないため、児童発達支援を利用している児童等です。

**◆判定方法**

平成30年4月～平成31年3月における、未就学児の延べ利用人数・・・Ａ

平成30年4月～平成31年3月における、児童発達支援の延べ利用人数・・Ｂ

　　　　　　Ａ／Ｂ×100　≧　70％（未就学児が70％以上）　⇒区分１

Ａ／Ｂ×100　＜　70％（未就学児が70％未満）　⇒区分２

**◆提出書類**

　児童発達支援の報酬区分が変更となる場合は、以下の書類を郵送で提出してください。

　**・平成31年度　報酬区分の変更にかかる連絡票**

**・報酬算定区分に関する届出書（児童発達支援）**

**・障がい児（通所・入所）給付費算定にかかる届出書兼体制等状況一覧表**

表2　新設の事業所等で、前年度に1年未満の実績しかない場合の取扱い

|  |  |
| --- | --- |
| 新設から3月未満 | 指定申請時の体制等状況一覧表で届け出た報酬区分で算定 |
| 新設から3月以上1年未満 | 新設から3月における、未就学児の延べ利用人数を、全障がい児の延べ利用人数で除して得た数により算定⇒変更がある場合は、3月経過翌月15日までに届出 |
| 新設から1年以上経過 | 直近の1年間における、未就学児の延べ利用人数を、全障がい児の延べ利用人数で除して得た数により算定⇒変更がある場合は、1年間経過翌月15日までに届出 |

**２　放課後等デイサービスの報酬区分（障がい児状態等区分）の見直しについて**

　　放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を対象とする事業所を除く）の基本報酬については、延べ利用人数に占める指標該当児の割合と授業終了後のサービス提供時間による報酬区分が設けられました。

　　平成31年度の報酬区分については、**平成30年10月～平成31年3月の6か月間**の延べ利用人数に占める指標該当児の割合により、区分１か２かを判定することとされました。

　　※新設の事業所等で前年度において1年未満の実績しかない場合は、表４の取扱いとなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 指標該当児50%以上 | 指標該当児50％未満 |
| 授業終了後のサービス提供時間　3時間以上 | 区分１の１ | 区分２の１ |
| 授業終了後のサービス提供時間　3時間未満 | 区分１の２ | 区分２の２ |
| 休業日 | 区分１ | 区分２ |

**表３　放課後等デイサービスの報酬区分**

　※主として重症心身障がい児を対象とする事業所の報酬区分は「非該当」となります。

**＊指標該当児**：以下のいずれかに該当する障がい児

・食事、排せつ、入浴、移動のうち３以上の日常生活動作で全介助を必要とする障がい児

・指標（告示第269号別表第二）に掲げる各項目の点数の合計が**13点以上**と市町村が認めた障がい児

**＊サービス提供時間**：運営規程等に定める標準的なサービス提供時間

**◆平成31年度　報酬区分の判定方法**

　平成30年10月～31年3月の６か月間における指標該当児の延べ利用人数・・Ａ

　平成30年10月～31年3月の６か月間における放課後等デイサービスの延べ利用人数・・Ｂ

Ａ／Ｂ×100　≧　50％（指標該当児が50％以上）　⇒区分１

Ａ／Ｂ×100　＜　50％（指標該当児が50％未満）　⇒区分２

**◆提出書類**

　　放課後等デイサービスの報酬区分が変更となる場合は、以下の書類を郵送で提出してください。

**・平成31年度　報酬区分の変更にかかる連絡票**

**・報酬算定区分に関する届出書（放課後等デイサービス）**

**・放課後等デイサービス利用児童一覧　※変更後、区分１になる場合のみ提出**

**・障がい児（通所・入所）給付費算定にかかる届出書兼体制等状況一覧表**

**表４　新設の事業所等で、前年度に1年未満の実績しかない場合の取扱い**

|  |  |
| --- | --- |
| 新設から3月未満 | 指定申請時の体制等状況一覧表で届け出た報酬区分で算定 |
| 新設から3月以上1年未満 | 新設から3月における、指標該当児の延べ利用人数を、全障がい児（放デイ利用児）の延べ利用人数で除して得た数により算定⇒変更がある場合は、3月経過翌月15日までに届出 |
| 新設から1年以上経過 | 直近の1年間における、指標該当児の延べ利用人数を、全障がい児（放デイ利用児）の延べ利用人数で除して得た数により算定⇒変更がある場合は、1年経過翌月15日までに届出 |

**≪報酬区分に関する留意点≫**

※１　児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を対象とする事業所は、報酬区分の算定及び届出の必要はありません。

※２　平成31年度の報酬区分は1年間適用され、年度中に報酬区分の見直しはありません。

（新設の事業所等、前年度に1年未満の実績しかない場合を除く）

※３　平成31年度の報酬区分の判定にあたって、児童発達支援と放課後等デイサービスで、実績の対象とする期間が異なりますので、ご注意ください。

　　　（児童発達支援は平成30年4月～平成31年3月の1年間の実績、放課後等デイサービスは、平成30年10月～平成31年3月の6か月の実績）

※４　**多機能型事業所**の場合は、各事業を利用する障がい児の数を合算するのでなく、報酬を算定している各サービスの障がい児の延べ人数により算定します。

　　　特に**児童発達支援で報酬区分２**を算定している事業所は、放課後等デイサービスの利用児童を誤って算入していないか、ご確認ください。

※５　**放課後等デイサービス**の報酬区分の判定における「**サービス提供時間**」は、個々の児童に対する支援ではなく、運営規程等で定める標準的なサービス提供時間です。**区分１の２、区分２の２**を算定している事業所は、報酬区分に誤りがないか、ご確認ください。

※６　**放課後等デイサービス**で**児童指導員加配加算（Ⅱ）**を算定するためには、報酬区分１の１又は１の２を算定していることが要件となります。報酬区分１に変更となることにより、児童指導員加配加算（Ⅱ）を新たに算定する場合に限って、4月15日までに来庁で届出れば平成31年4月サービス提供分から算定できることとします。